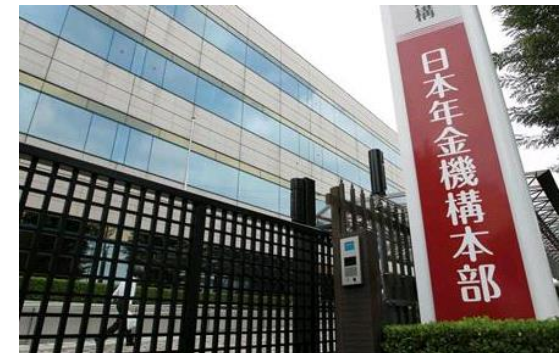


情報提供サービスのご案内

2022年度

年金サービスセンター
年金記録課



1. 企業年金連合会から提供される情報

企業年金連合会では、企業年金に対し、加入員・受給者に係る様々な情報を提供するサービスを行っています。

情報提供サービスの種類・内容

提供情報	提供先	登録名	データ提出締切	内 容
① 支給停止情報	会 員 (厚生年金基金からの権利義務承継のある会員)	受給者登録	毎月 20日	・在職による老齢厚生年金との調整が行われた情報 ・基本手当、高年齢雇用継続基本給付金等の受給による老齢厚生年金との調整が行われた情報 ・死亡に係る情報 ・他年金（遺族・障害）選択による情報（令和4年10月～）
② 老厚裁定情報				・主に65歳到達時の老齢厚生年金、老齢基礎年金の裁定情報
③ 繰下げ支給情報				・老齢厚生年金の繰下げ待機期間中の支給停止情報
④ 繰上げ支給情報				・老齢厚生年金の繰上げ受給者の裁定情報
⑤ 本人申出による支給停止情報				・受給権者本人の申出による支給停止情報
⑥ 住所情報	会 員 非会員	住所照会	毎月 10日	・照会時点において日本年金機構で管理されている住所情報
⑦ 厚生年金保険被保険者記録照会(回答)	会 員	記録照会		・厚生年金保険被保険者期間の適用記録（資格取得・喪失日、標準報酬月額、賞与額など）
⑧ 情報収集等業務情報	会 員 非会員	住基照会	毎月 15日及び最終営業日	・地方公共団体情報システム機構（住基ネット）の管理する住民基本台帳情報を利用した情報（住所・生存・個人番号）
⑨ 養育特例情報	会 員	※連合会を経由して、自動的に提供。		・養育特例措置に該当する基金加入員の厚生年金保険被保険者期間の適用記録

2. 年金制度の主な変遷と情報提供

①平成7年4月	支給停止額計算方法を変更 支給停止情報提供の開始 ※標準報酬等級による停止額の算出→給与と年金額による停止額の算出
②平成10年4月	年金給付と雇用保険等との調整を開始 → 支給停止情報提供 ※基本手当・高年齢雇用継続基本給付金等の受給による年金の調整開始
③平成11年4月	死亡に関する情報提供を開始 ※現況届における市区町村の証明印の廃止
④平成14年4月	65歳以上70歳未満の被保険者に対する在職老齢年金の導入
⑤平成16年4月	総報酬制導入に伴う支給停止開始 ※給与・年金額・ボーナスによる停止額の算出
⑥平成17年4月	60歳台前半の在職者に対する一律2割停止措置の廃止
⑦平成19年4月	65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入
	70歳以上の使用される者に適用される給付調整の導入 ※高在老の対象の拡大
	遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整の見直し
⑧平成20年4月	住所情報（現日本年金機構より）提供の開始
⑨平成25年4月	住所・生存情報（地方公共団体情報システム機構より）提供の開始
⑩平成25年5月	老齢厚生年金の繰上げ対象者に係る情報提供の開始
⑪平成27年10月	被用者年金の一元化法施行に伴う情報提供開始（11月～）
⑫令和4年9月	他年金選択（併給調整）情報提供の開始（10月～）
	在職定時改定に係る情報提供の開始（11月～）

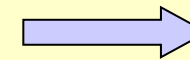
3. 受給者登録による情報提供について

(支給停止情報)

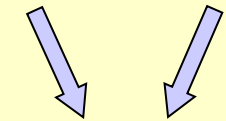
情報提供のスケジュール

(例) 毎月20日までに受給者登録データを提出
⇒情報提供の該当となった者について、翌月、
企業年金ネットワークにて配信または
CD-Rをレターパックにて郵送します。

本人が手続き

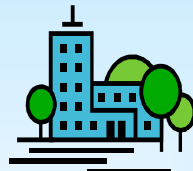


年金事務所
ハローワーク
(労働市場センター)



準備

企業年金

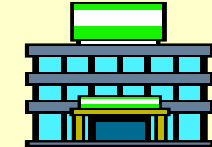


情報の取扱い等に関する覚書
データ保護管理規程
情報提供に係る依頼書

企業年金連合会



日本年金機構



市区町村



提出

20日
までに提出

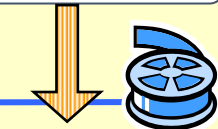


企業年金
ネットワーク(*) 登録依頼書 登録データ

受付・登録



処理



回答データ作成

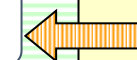
提供

翌月受取り



企業年金ネットワーク(*) : 3日頃
CD-R: 10日頃

突合・回答出力処理

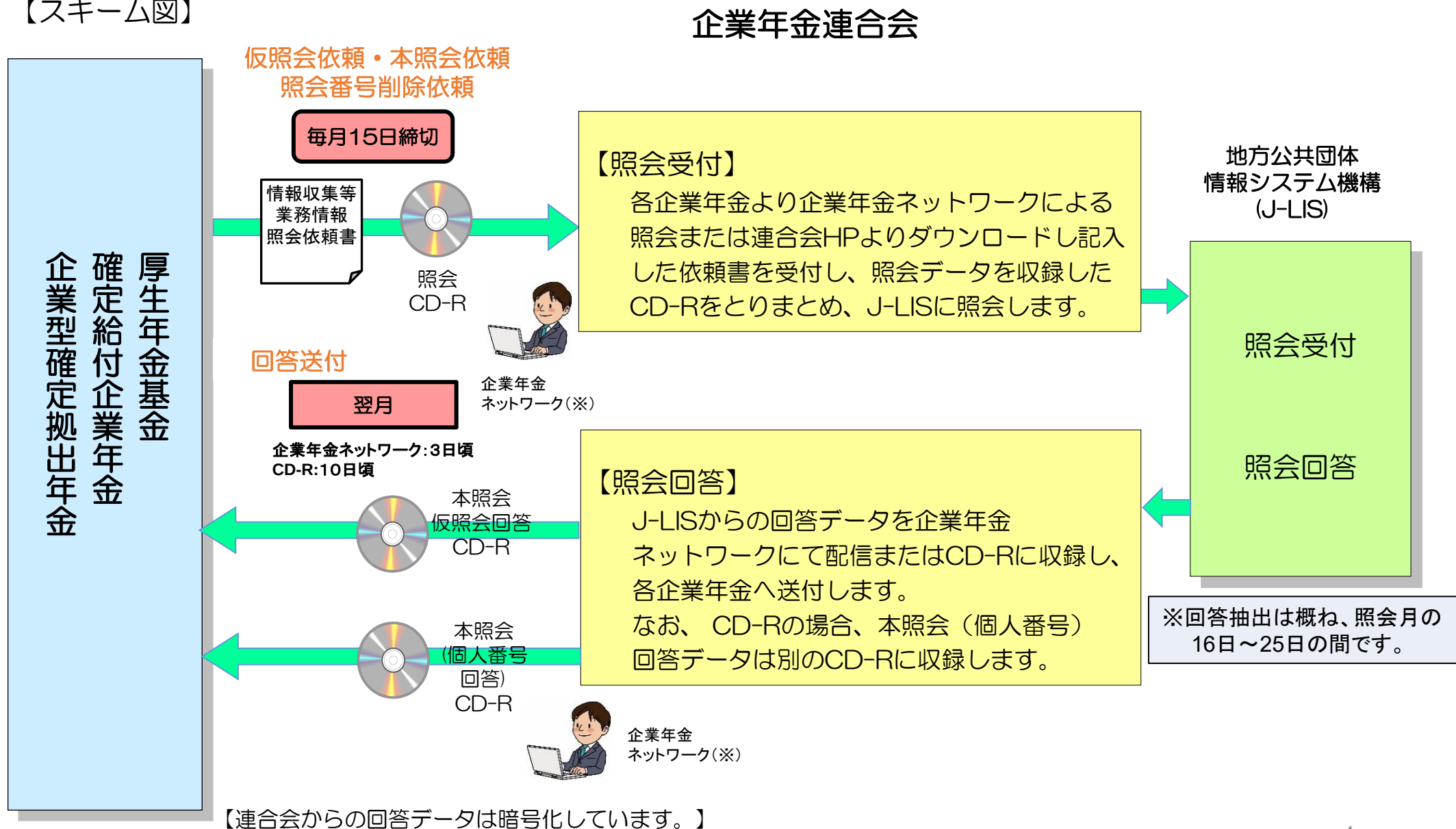


- ・支給停止情報
- ・老厚裁定情報
- ・繰下げ支給情報
- ・繰上げ支給情報

※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受(中脱移換・情報提供)について」を参照してください。

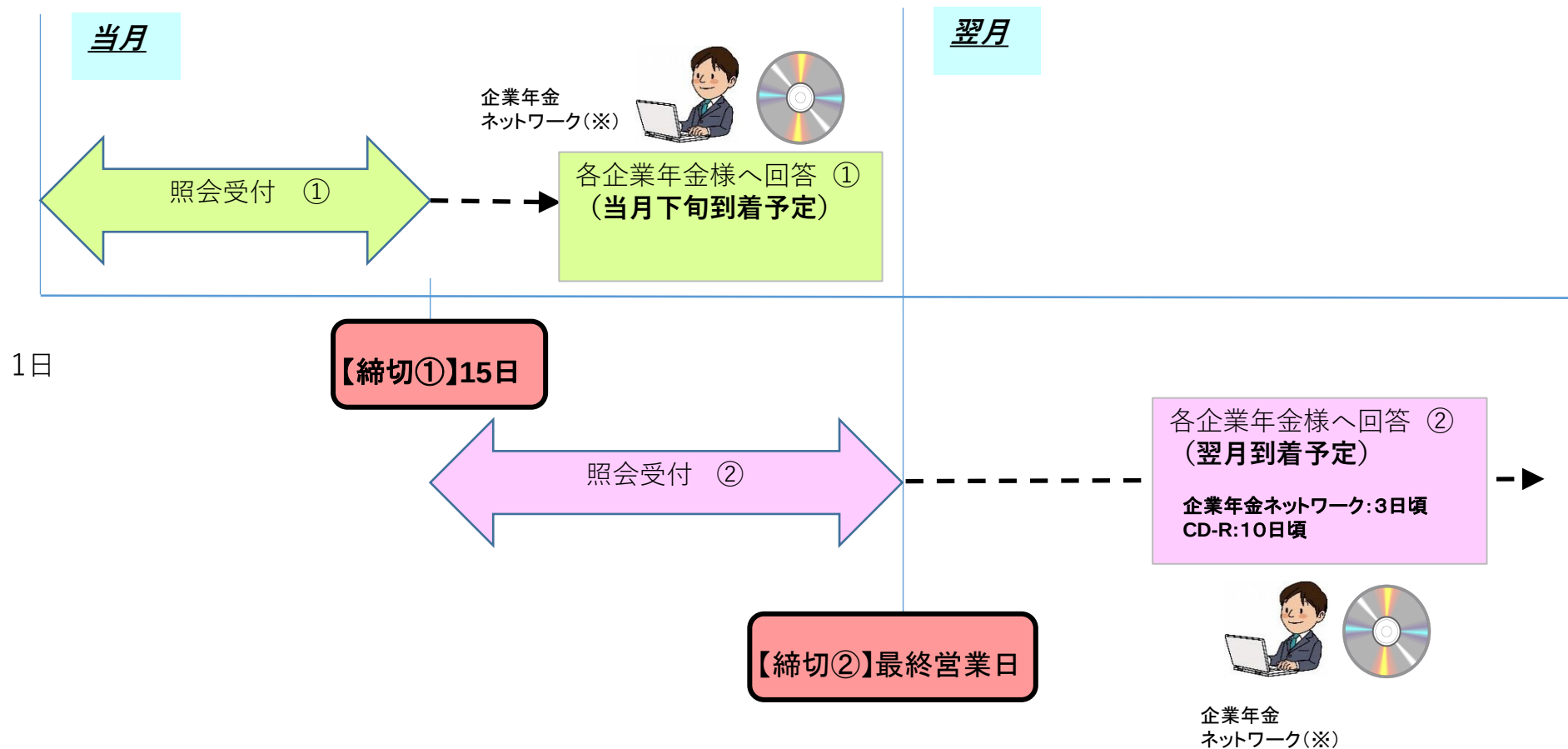
4. 1 住基ネット情報の照会手続きの流れ

【スキーム図】



※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受(中脱移換・情報提供)」について」を参照してください。

4. 2 住基ネット情報の提供サイクルの流れ



※住基ネット照会②の最終営業日が土日祝日に当たる場合は、その前の営業日が締切日となります。

※毎月の提出期限および送付物到着予定については、企業年金 NEWS LETTERおよび書類送付のご案内等でお知らせいたします。

※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受(中脱移換・情報提供)について」を参照してください。

5. 2つの住所情報照会（日本年金機構照会と住基ネット照会）

	住基ネット情報（地方公共団体情報システム機構）（※）		住所情報 （日本年金機構）
	仮照会	本照会	
照会項目 （下線は必須項目）	①氏名（漢字・ <u>カナ</u> ） ② <u>生年月日</u> ③ <u>性別</u> ④住所 ⑤基礎年金番号 ⑥ <u>基金番号（厚生年金基金・基金型DB）</u> <u>規約番号（規約型DB）</u> <u>承認番号（企業型DC）</u>	① <u>連合会が払い出した照会番号</u>	① <u>会員番号（登録番号）</u> ② <u>照会番号</u> ③ <u>基礎年金番号</u> ④ <u>生年月日</u> ⑤ <u>性別</u> ⑥ <u>カナ氏名</u>
回答項目	①住民票コードに換えて連合会が払い出した照会番号 ②氏名（漢字・カナ） ③生年月日 ④性別 ⑤最新の漢字住所（市区町村コード含む） ⑥生存に関する区分（生存or死亡） （仮照会では死亡年月日は提供されません）	①氏名（漢字・カナ） ②生年月日 ③性別 ④漢字住所（過去の履歴・市区町村コード含む） ⑤異動に関する理由（転居・死亡等） ⑥異動年月日（⑤の理由が死亡の場合、死亡年月日） ⑦個人番号（住所又は生存確認の照会では提供されません）	①基礎年金番号 ②生年月日 ③性別 ④カナ氏名 ⑤郵便番号 ⑥カナ住所 ⑦死亡年月日 ⑧不一致事由

※住基ネット情報では、仮照会→本照会の順序で照会を行います。
仮照会を実施せずに本照会から開始することはできません。

6. 主な相違点

項目	住基ネット情報	住所情報（日本年金機構）
国外居住所の回答	国外住所は提供されません。 回答は転出時の住民票履歴または、該当無しとなります。	国外住所は提供されません。 （国名のみ提供されます。）
死亡者に関する取扱い 及び 履歴情報の取扱い	住民基本台帳法施行令の改正により、平成27年10月5日以降に死亡した者の情報及び履歴となった情報については、150年の保存期間が設定されることとなりました。 なお、施行日以前に削除された情報が本改正により復活することはありません。	死亡年月日
個人番号の提供	個人番号にかかる契約を行った企業年金は、本照会（個人番号確認）を行うと個人番号の提供を受けることが可能となります。	提供されません。
基本料・手数料	会員：無料 非会員：年額6万6千円（消費税込） ※基本料の請求は、初めて住基情報を利用する際は契約締結時、翌年度以降は契約更新時となります。	会員：無料 非会員：年額10,476円（消費税込） ※手数料の請求は、毎年度初回照会時となります。
個別照会手数料（※1） （会員・非会員共通）	仮照会手数料（※2）（消費税込） ・本照会の継続性がある照会（準備行為）：無料 ・本照会の継続性がない照会（個人番号取得準備のみの照会を含む）：11円/件 本照会手数料（消費税込） ・住所又は生存確認、個人番号確認：11円/件 ・<u>本照会（個人番号確認）で個人番号が付番されなかった者の場合でも、J-LISから回答があった者は手数料が発生します。</u> ・個別照会手数料の請求は、年間の手数料をまとめて、毎年3月中旬頃に行います。	

※1個別照会手数料に返金の制度はありません。（照会費用（税を除く）は連合会が取りまとめて、J-LISに納付します）

※2継続性がある照会とは、現況届の省略に係る生存確認等、年1回以上本照会を行う予定がある者に係る仮照会をいいます。

継続性がない照会とは、未請求者対策に係る住所把握や一時金の支払等、一時的に住基情報を利用して処理を行う者に係る照会（本照会のための準備行為とは言えない照会及び個人番号取得準備のみの照会）をいいます。

7. 連合会ホームページにおける情報提供サービスのご案内

連合会の各種情報提供サービスについて、以下のURLでご案内しております。

●住所情報の提供について

- https://www.pfa.or.jp/activity/jusho_joho/index.html

(内容)

- ・厚生年金基金用
- ・確定給付企業年金用
- ・確定拠出年金用

●情報収集等業務に係る情報提供について

- <https://www.pfa.or.jp/activity/joho/index.html>

(内容)

- ・地方公共団体情報システム機構からの情報提供等

●被保険者記録及び支給停止に関する情報提供（会員専用）

- https://www.pfa.or.jp/jigyo/kiroku_teishi/index.html

(内容)

- ・厚生年金基金用
- ・確定給付企業年金用



【問い合わせ先】

企業年金連合会 年金サービスセンター
年金記録課 個人番号管理室 記録提供係

〒105-8711

東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階

TEL : 03-5401-8737

Mail : teikyou@pfa.or.jp

連合会HPのURL : <https://www.pfa.or.jp/>